年金生活者支援給付金のお知らせ

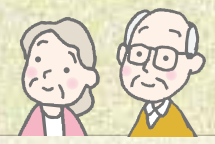

問合先（※問い合わせの際、はがき（年金生活者支援給付金請求書）が届いている方はご用意ください）
- **日本年金機構「給付金専用ダイヤル」**（☎0570-05-4092）
- **釧路年金事務所お客様相談室**（☎25-1521※音声案内で「１」を選択するともう一度音声が流れますので、次は「２」を選択してください）

・**制度のご案内** 年金給付金 検索

厚生労働省ホームページ
特設サイト▶

「年金生活者支援給付金」の請求書を、新たに対象となる方へ送付しています

対象者に封筒が届く ※図１-封筒

同封の書き方を参考に、太枠内を記入する ※図２-はがき型請求書

●請求手続きは？

《現在、給付金を受給している方の手続きは不要です》

要件を満たして、新たにお受け取りの対象になる方へ、日本年金機構より９月１日以降、順次、お知らせ（※図１-封筒）を送付しています。

給付金の受け取りには、同封の年金生活者支援給付金請求書（※図２-はがき型請求書）の提出が必要です。

お手元に届いた方は忘れずに提出してください。

●受給開始時期《手続きはお早めに!!》

2024（令和６）年１月４日㈭までに手続き完了
→2023（令和５）年10月分から受給
2024（令和６）年１月５日㈮以降に手続き完了
→提出した月の翌月分から受給

請求書を提出後、審査結果の通知が送付されます。

お支払いは、年金と同じ口座・同じ日に、年金とは別に振り込みます。

切手を貼ってポストへ投函

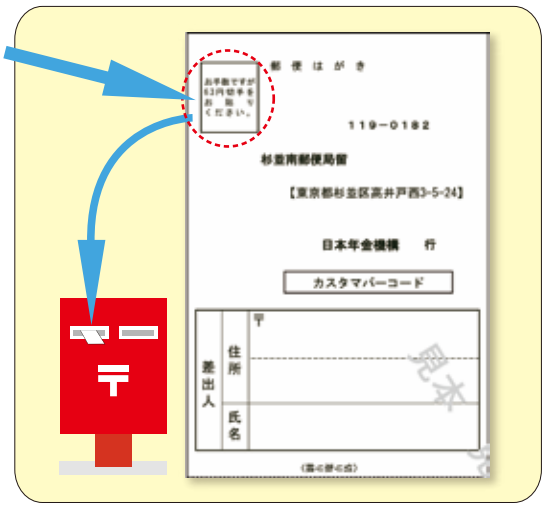

要件・給付額

公的年金等の収入やその他の前年所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

年金を受給し始める方で要件に該当するときは、年金の手続きと併せて請求手続きを行います。

年金種類	支給要件（各年金種類のすべての要件を満たしていること）	給付額
老齢年金	①65歳以上で老齢基礎年金を受給している ②請求する方の世帯全員の住民税が非課税 ③前年の年金収入とその他の所得の合計が87万8,900円以下（所得額が77万8,900円を超えるときは補足的給付金）	月額5,140円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出されます。
障害年金	①障害基礎年金を受給している ②前年の所得額が「472万1,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下 ※扶養親族の年齢により変動あり	○障害等級2級 月額5,140円 ○障害等級1級 月額6,425円
遺族年金	①遺族基礎年金を受給している ②前年の所得額が「472万1,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下 ◎遺族基礎年金を受給している方とは、18歳到達年度の年度末までの子（一定の障がい状態にある場合は20歳未満）か、そのような子のある配偶者です。 ※扶養親族の年齢により変動あり	月額5,140円 ただし、２人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,140円を子の数で割った額がそれぞれ支給されます。

マイナポータルから電子申請ができます

国民年金の手続きは便利なスマートフォンで電子申請をご利用ください。

【メリット】

インターネットを利用して申請・届出をすることができます。インターネットを経由するため、いつでも・どこでも手続きができ、申請後の状況や審査結果は、マイナポータルの申請状況照会ページで確認できます。

- ●24時間365日、スマートフォンやパソコン等から申請できます
- ●処理状況も申請結果も確認できます

【対象の手続き】
- ●国民年金保険料学生納付特例申請
- ●国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ●厚生年金から国民年金への切り替え手続き

【ご利用方法】
1. 「マイナンバーカード」とマイナンバーカードを受け取った際に設定したパスワード（利用者証明用電子証明書パスワード（数字４桁）および券面事項入力補助用暗証番号（数字４桁））を準備してください。
2. スマートフォンでマイナポータルをダウンロードしてご利用ください。

詳しい利用方法等は下記のＱＲコードから確認できます。

マイナポータル
操作マニュアル→

電子申請方法→

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号、暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、給付金専用ダイヤルへお問い合わせください。